

令和8年2月27日  
健康福祉部医療支援課  
担当：関  
TEL：076-225-1433（内線 4106）

## 石川県診療所等賃上げ・物価支援事業の受付開始について

令和8年3月2日（月）9時から、以下の事業の受付を開始する。

### 1 概要

本事業は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、有床診療所、無床診療所（医科・歯科）、薬局及び訪問看護ステーションに対して、確実な賃上げや経営の改善につなげ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的として補助金の交付を実施する。

### 2 補助対象施設

#### （1）診療所等賃上げ支援事業

以下の有床診療所、無床診療所（医科・歯科）、薬局、訪問看護ステーション

①令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設

②現行制度上ベースアップ評価料が届け出られないが、令和8年6月1日時点でR8診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設

#### （2）診療所等物価支援事業

有床診療所、無床診療所（医科・歯科）、薬局

### 3 補助対象となる取組（診療所等賃上げ支援事業のみ賃金改善が必要）

令和7年12月～令和8年5月の間に実施する対象職員のベースアップ等

※補助金額や補助対象となる取組は別添の事業案内参照

### 4 事務局

石川県診療所等賃上げ・物価支援事業運営事務局

### 5 申請方法

下記ホームページWEB申請フォームまたは郵送により事務局まで提出

URL：<https://j-lppf3.jp/isk-iryo-chinagebukka/>

### 6 申請受付期間

令和8年3月2日（月）～令和8年6月30日（火）

### 7 問い合わせ先

石川県診療所等賃上げ・物価支援事業運営事務局

TEL：076-255-1744（賃上げ）、076-255-1625（物価）

電話受付時間/9:00～17:00 ※土日祝日を除く

# 石川県診療所等賃上げ・物価支援事業費補助金 のご案内

医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、有床診療所、無床診療所（内科・歯科）、薬局及び訪問看護ステーションに対して、確実な賃上げや経営の改善につなげ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的として補助金を交付します。

## 診療所等賃上げ支援事業

### 交付申請受付期間

令和8年3月2日(月)～6月30日(火)

### 対象施設

- 有床診療所(内科・歯科)
- 無床診療所(内科・歯科)
- 薬局及び訪問看護ステーション

※令和7年12月～令和8年5月までの間の賃金改善に取り組んでいることが条件です。(裏面及び交付要綱をご確認下さい)

### 補助金額

チラシ裏面の通り

### 提出書類

- 1 交付申請書兼請求書(第1号様式)
- 2 事業申請書(別紙様式1)
- 3 振込先の通帳の写し

※詳細は交付要綱をご確認下さい。

## 診療所等物価支援事業

### 交付申請受付期間

令和8年3月2日(月)～6月30日(火)

### 対象施設

- 有床診療所(内科・歯科)
- 無床診療所(内科・歯科)
- 薬局

### 補助金額

チラシ裏面の通り

### 提出書類

- 1 交付申請書兼請求書(第1号様式)
- 2 事業申請書兼実績報告書(別紙様式1)
- 3 振込先の通帳の写し

※詳細は交付要綱をご確認下さい。

## 申請方法

上記の書類をご準備いただき、申請書提出先となる「石川県診療所等賃上げ・物価支援事業運営事務局」まで下記事務局ホームページWEB申請フォームまたは郵送により提出ください。

提出書類③は、令和7年度中に以下のいずれかの支援金等を受給されている施設については、提出を省略できます。

- 第1～3回物価高騰対策支援金
- 医療分野の生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金

問合せ・  
申請書提出先

## 石川県診療所等賃上げ・物価支援事業運営事務局

〒920-0864 石川県金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトー南町

【賃金】 診療所等賃上げ支援事業

TEL:076-255-1744

【物価】 診療所等物価支援事業

TEL:076-255-1625

※電話受付時間／平日9:00～17:00 ※土日祝日を除く

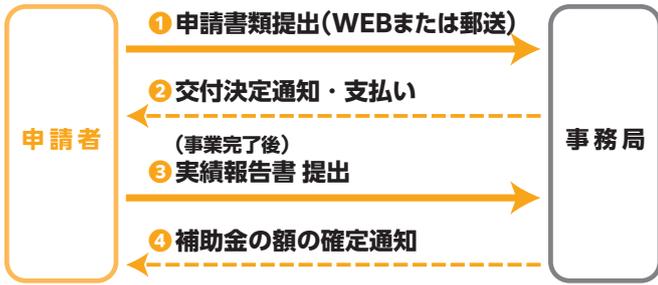
特設サイト <https://j-lppf3.jp/isk-iryo-chinagebukka/>



こちらから  
アクセスできます。

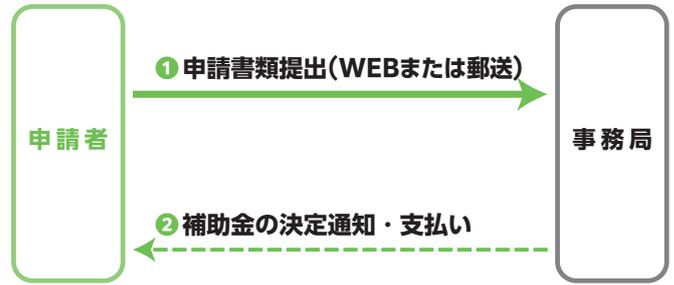
# 申請の流れ

## 診療所等賃上げ支援事業



※補助金の支払いは、事業終了前、概算払い(前払い)となりますが、実績報告書の提出が必要となります。

## 診療所等物価支援事業



# 補助金額一覧

区分	診療所等賃上げ支援事業	診療所等物価支援事業	
有床診療所 (医科・歯科)	令和7年8月1日時点の 許可病床数×7.2万円 <sup>(※1)</sup> (※1)許可病床数が2床以下の場合は1施設×15万円	令和7年8月1日時点の 許可病床数×1.3万円 <sup>(※1)</sup> (※1)許可病床数が13床以下の場合は1施設×17万円	
無床診療所 (医科・歯科)	1施設×15万円	1施設×17万円	
保険薬局	所属する同一グループ内の 保険薬局の数 <sup>(※2)</sup> として1 店舗以上5店舗以下 (当該保険薬局を含む)	1施設×8.5万円	
	同6店舗以上19店舗以下 (当該保険薬局を含む)	1施設×10.5万円	1施設×7.5万円
	同20店舗以上 (当該保険薬局を含む)	1施設×7万円	1施設×5万円
訪問看護ステーション	1施設×22.8万円	—	

## 賃金改善の方法

令和7年12月～令和8年5月までの間の賃金改善に充当します。

賃金改善の方法	考え方
ベースアップ <sup>(※3)</sup>	令和7年12月～令和8年5月までの間実施
一時金・特別手当 <sup>(※4)</sup>	直ちにベースアップが困難な場合は令和7年12月～令和8年3月までに最大4ヶ月分を支給(令和8年4月～5月のベースアップも必要)

詳細は事務局ホームページをご覧ください。

(※2)厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

(※3)基本給などの引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。

(※4)令和7年12月分から令和8年3月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。